

**【新設】（設立事業年度等の承認申請特例の不適用）**

2-30 法第64条の9第1項《通算承認》に規定する親法人の事業年度の期間が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事業年度については、同条第7項の規定の適用はないことに留意する。

- (1) 当該親法人の設立事業年度（同項に規定する設立事業年度をいう。以下2-30において同じ。）の期間が2月を超えない場合（(2)に該当する場合を除く。） 設立事業年度
- (2) 当該親法人の設立事業年度開始の日から当該設立事業年度の翌事業年度終了の日までの期間が2月を超えない場合 設立事業年度及びその翌事業年度

**【解説】**

1 通算承認の申請期限は、原則として、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度（以下「最初通算事業年度」という。）開始の日の3月前の日とされているが（法64の9②）、次に掲げる事業年度を最初通算事業年度としようとする場合にそれぞれ定める日をこの通算承認の申請期限とすることができる特例が設けられている（法64の9⑦、以下この特例を「設立事業年度等の申請期限の特例」という。）。

- (1) 法人税法第64条の9第1項《通算承認》に規定する親法人（以下「親法人」という。）の設立事業年度（設立の日の属する事業年度をいう。以下同じ。） 設立事業年度開始の日から1月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日
- (2) 親法人（設立事業年度終了の時に時価評価資産等（令131の13①）を有するもの（時価評価除外法人（法64の11①一）を除く。）を除く。）の設立事業年度の翌事業年度 設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

2 本通達においては、設立事業年度の期間あるいは設立事業年度及びその翌事業年度を合計した期間が一定期間に満たない親法人がこの設立事業年度等の申請期限の特例の適用による通算承認の申請ができないことについて、具体的な期間を示しつつ、留意的に明らかにしている。

まず、上記1(1)の設立事業年度の特例については、例えば、親法人の設立事業年度の期間が1月である場合には、この設立事業年度の特例を適用しようとしてもその承認申請書の提出期限が当該親法人の設立の前日となって適用できないのであり、本通達の(1)においてこのことを明らかにしている。

また、上記1(2)の設立事業年度の翌事業年度の特例については、例えば、親法人の設立事業年度（第1期）の期間とその翌事業年度（第2期）の期間を合計しても2月を超えない場合に当該第2期を最初通算事業年度としてこの設立事業年度の翌事業年度の特例を適用しようとしても、その承認申請書の提出期限が当該親法人の設立の前日となって適用できないのであり、本通達の(2)においてこのことを明らかにしている。

3 なお、本通達は、連結納税制度における設立事業年度等の申請期限の特例と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法第4条の3《連結納税の承認の申請》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達1-3-4《設立事業年度等の承認申請特例の不適用》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。